公立大学法人神戸市看護大学自己点検・評価規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長　北　徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第31号

公立大学法人神戸市看護大学自己点検・評価規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学自己点検・評価規程（2019年４月１日規程第31号）の一部を次のように改正する。

（改正前）	（改正後）
第１条　（略） （自己点検評価委員会） 第２条　自己点検・評価は，公立大学法人神戸市看護大学自己点検評価委員会（以下「自己点検評価委員会」という。）及び学長が行う。 （自己点検及び評価に係る事項） 第３条　自己点検評価委員会又は学長が行う自己点検・評価に係る事項は，別表のとおりとする。 （他の委員会による自己点検・評価方法） 第４条　自己点検評価委員会は，自己点検・評価の実施方針及び実施計画（以下「実施方針等」という。）を策定し，他の委員会に周知する。 ２　他の委員会は，実施方針等に基づき，それぞれ点検及び評価し，中間評価及び最終評価として報告書を作成し，自己点検評価委員会に提出しなければならない。 ３　自己点検評価委員会は，前項の規定に基づく報告書を検証し，当該結果を取りまとめた報告書をインターネットその他の方法により公表する。 （自己点検・評価結果の対応） 第５条　自己点検評価委員会は，前条第３項の規定に基づく取りまとめた結果に基づき，改善が必要と認められるものについては，他の委員会にその改善の指摘を行うものとする。 ２　（略） （施行細目の委任） 第６条　（略） 附　則　（略）	内部質保証推進会議 内部質保証推進会議 内部質保証推進会議 内部質保証推進会議 内部質保証推進会議 内部質保証推進会議 内部質保証推進会議 内部質保証推進会議 附　則 この規程は，2025年４月１日から施行する。